

単価契約仕様書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 塩田、樋口 電話 681-5791)

件 名	(単価契約) 脱水汚泥処分業務 (中央卸売市場第二市場)
形状・寸法	汚水処理工程において発生する脱水汚泥の処分
予 定 数 量	1 6 3 トン
契 約 期 間	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
契 約 条 件	京都市中央卸売市場第二市場 (以下「第二市場」という。) における脱水汚泥処分業務は、京都市契約事務規則及び関係法令等によるもののほかは、すべて本仕様書によるものとする。 第 1 目的 本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びこれに関連する条例・規則を遵守して、汚泥 (産業廃棄物) を適正に処分することを目的とする。 第 2 処分条件 1 処理する産業廃棄物の性状 種 類: 汚泥 (特別管理産業廃棄物に該当しない) 臭 気: 悪臭あり 発生工程: 汚水処理 荷 姿: バラ積み 2 処理方法 次のいずれかの方法とする。 (1) 焼却 (熔融を含む) 処理 (2) 堆肥化処理 堆肥化処理については、次の条件を満たしたうえで行うこと。 ア 処理施設が農林水産大臣に認定された「牛脊柱等が混合しない製造工程の大臣確認事業場」であること。 イ 「と畜場と畜排水汚泥への牛のせき柱等混合防止マニュアル」等の公的に必要となる書類の作成に協力すること。 3 産業廃棄物の運搬 排出事業場から処理施設への運搬業務は含まない。 4 搬入車両 汚泥を 2,800kg 程度積載し、荷台を傾斜させて降ろすことのできる車両を予定している。

5 産業廃棄物管理票

処分終了後、産業廃棄物管理票を使用する場合は速やかに発注者に回付すること。

6 処分する日時

発注者の指定する日時に収集運搬された汚泥（産業廃棄物）を処分すること。ただし、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは指定しない。

第3 委託内容

1 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 許可証のとおり

許可の有効期限： 契約期間が許可の有効期限であること。又は、令和9年4月1日以降まで有効期限であり、その後も更新の予定であること。

事業範囲： 許可証のとおり

許可の条件： 許可証のとおり

許可番号： 許可証のとおり

2 輸入廃棄物の有・無

輸入廃棄物：無

3 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された汚泥（産業廃棄物）を次のとおり処分する。

事業場の名称： 許可証のとおり

所在地： 許可証のとおり

処分の方法： 許可証のとおり

許可の有効期限： 許可証のとおり

施設の処理能力： 許可証のとおり

第4 適正処理に必要な情報の提供

1 発注者は、受注者からの要請がある場合、汚泥（産業廃棄物）の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）を参照）の項目を参考に書面の作成

	を行うものとする。 (1) 汚泥（産業廃棄物）の発生工程 (2) 汚泥（産業廃棄物）の性状及び荷姿 (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 (4) 混合等により生ずる支障 (5) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 (6) 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 (7) その他取扱いの注意事項 2 発注者は、契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する汚泥（産業廃棄物）の性状等の変更があった場合は、受注者に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。 なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。 3 発注者は、委託する汚泥（産業廃棄物）の産業廃棄物管理票の記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し産業廃棄物管理票の記載修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることとする。 第5 委託業務終了報告 受注者は、発注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、産業廃棄物管理票の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用に代えることができる。 第6 業務の一時停止 1 受注者は、発注者から委託された汚泥（産業廃棄物）の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者は、当該事由が解消されるまで、新たな処理の委託は行わないこととする。 2 発注者は受注者から当該の通知を受けたときは、速やかに現状を把握したうえで、適切な措置を講ずるものとする。 第7 契約解除の際の未処理廃棄物の取扱いに関する事項 発注者が契約を解除しようとする際に、本契約に基づき受注者が引き渡しを受けた汚泥（産業廃棄物）で未だに処分業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該汚泥（産業廃棄物）の処分について、適切な措置を講じるものとする。
--	--

	第8 内容の変更 発注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するときは、発注者と受注者で協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。第4-2、第6の場合も同様とする。 第9 支払方法 1 1箇月毎に当該月間の処分量の合計に単価を掛けた額を支払う。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。 2 処分量は、運搬業者から提出される計量証明書の値とする。計量証明書は、運搬業者が証明を行う事業（計量証明事業）を営む事業所において計量し、発行されたものである。 3 1箇月毎に処分日及び処分量をまとめた書類を提出すること。 4 支払請求までに産業廃棄物管理票の発注者への回付を終えておくこと。 第10 その他 1 受注者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。 2 第二市場の衛生管理区域内に出入りする場合は、必ず所定の消毒を行うこと。 3 災害発生時には、市場業務を速やかに再開できるように協力を行うこと。 4 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、発注者の都合により増減する。大幅な増減があっても、発注者は何ら補償しない。 第11 予算不成立の場合の無効 契約日は令和9年4月1日とする。ただし、本契約に係る予算が成立しないときは、この契約を無効とする。
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

産業廃棄物

処 分

受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり